

学校法人が行うことができる収益事業の種類

昭和 46 年岡山県告示第 757 号

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第二十六条第二項の規定により〔学校法人(私立学校法第六十四条第四項の法人を含む。)の行なうことができる収益事業の種類〕を次のように定め、昭和二十五年岡山県告示第六百二十一号は、廃止する。

学校法人の行うことのできる収益事業(当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。)は、統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる事業のうちで、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 経営が投機的に行われるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条各項(第二項、第三項及び第十二項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によつて経営されるもの
- 三 事業の規模が、当該学校法人の設置する学校の規模に比べて過大なもの
- 四 自己の名義をもつて他人に行わせるもの
- 五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- 六 その他学校法人としてふさわしくない方法によつて経営されるもの